## 名古屋城の行為許可の取扱いについて

令和6年4月1日からの名古屋城の行為許可の取扱いについてご案内いたします。

## 行為許可申請様式の変更について

撮影希望日が令和6年4月以降の申請は、「行為許可申請書」「撮影打合せ票」ともに新しい様式でご提出ください。従前の様式で提出があった場合は受理できません。新しい様式は、名古屋城公式ウェブサイト「利用案内 > 各種申請」よりダウンロードの上、ご利用ください。

- ・撮影希望日が「令和6年3月31日迄」 → 従来の様式を利用
- ・撮影希望日が「令和6年4月1日以降」 → 新しい様式を利用

## 行為許可使用料について

行為		単価 (円)	備考
業としての写真撮影・動画撮影			
撮影	写真撮影	1, 300	撮影者(写真撮影を行う者)1 人1日につき ※同日中に撮影者(写真撮影を 行う者)が2人以上来城する場 合、写真撮影に係る金額は、 1,300円×人数分になります。
	動画撮影	15, 000	1件1日につき
	城内で催し的に撮影を行 う場合	8	1 m <sup>2</sup> 1 日につき ※使用時間が正午をまたがない 場合は1/2 の金額になります。 ※上記「写真撮影」「動画撮影」 に左欄の金額が加算されます。
その他(撮影会、講習会等)			
催し	催し(金銭徴収あり)	65	
	催し(金銭徴収なし)	8	1 m <sup>2</sup> 1 日につき ※使用時間が正午をまたがない 場合は 1/2 の金額になります。
	催しに伴う設営・撤去	8	
物販等	物販等	65	
	物販等に伴う設営・撤去	8	

※詳細は、申請書ご提出後、内容確認のうえ決定となります。

## お問い合わせ先

名古屋城総合事務所 管理活用課

TEL: 052-231-1700

E-MAIL: nagoyajo@kankobunkakoryu.city.nagoya.lg.jp